

教育委員会会議規則の改正について

1 改正の理由

令和2年7月28日付け文部科学省通知において、教育委員会の開催に当たって、オンライン会議等システムを活用した会議開催も可能との文部科学省の考え方が示されたことを受け、本県での取扱いについて改正を行うものである。

2 改正の内容

教育委員が、オンライン会議システム等を利用して出席し、表決に加わることを可能とする規定を設ける。（第2条第3項）

3 施行期日

公布の日

教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

教育委員会会議規則の一部を改正する規則

教育委員会会議規則（昭和31年宮崎県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 [略] 2 [略]	第2条 [略] 2 [略] 3 <u>前2項の規定にかかわらず、委員は、教育長が必要と認めたと</u> <u>きは、映像又は音声の送受信により、相手の状態を相互に認識し</u> <u>ながら通話をすることができる方法により、会議に出席し、表決</u> <u>に加わることができる。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県教育委員会会議オンライン出席等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県教育委員会会議規則(昭和31年宮崎県教育委員会規則第7号)第2条3項の規定による出席及び表決(以下「オンライン出席等」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 オンライン出席等ができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交通機関の途絶等により、会議開催場所までの交通手段が確保できない場合
- (2) 他の業務等により遠隔地に所在する場合
- (3) 感染症の拡大防止やその他緊急時の対応が必要な場合
- (4) その他教育長が必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、懲戒処分などの慎重な対応が求められるもの、無記名投票による表決を行う見込みがある会議については、原則オンライン出席等は許可しない。ただし、定足数に満たないおそれがあるなどやむを得ない場合は、オンライン出席等を認めた上で、該当する議題について棄権扱いとする。

(オンライン出席等の方法等)

第3条 オンライン出席等をしようとする委員は、事前に教育委員会事務局に連絡をしなければならない。

- 2 映像又は音声の送受信等により、教育長及び教育委員が意見等を相互に発言できると教育長が認めたときは、オンライン出席しているとみなすことができる。
- 3 会議の公開については、委員会室での傍聴のみとし、同時配信は行わない。
- 4 議事録上の会場は委員会室とする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、オンライン出席等について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年 月 日から施行する。